

実用新案出願 ～日中比較、及び中国の近時の傾向～

2016年2月1日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

中国特許庁（SIPO）は、特許出願の審査をますます厳しくし、補正についても厳しく対応している状況にあります。このことが、特許出願の登録率の低下の要因となっています。また、覆審（審判）の段階においても、補正可能な範囲が狭いために、特許が無効にされる割合が高くなる傾向にあります。

これに対し、実用新案登録出願については、実用新案権を侵害した場合に高額な賠償金の支払が命じられる判例も少なくなく、実用新案制度が見直され高く評価されています。例えば、2009年に RMB1.5 億（日本円で約 30 億円）で和解したシュナイダー事件以外に、実用新案権に関する民事訴訟には、たとえば、次の表*1に挙げるようなものがあります。

表1 実用新案権に関わる民事訴訟

裁判所	権利者	侵害者	損害賠償額	差し止め	期日
最高裁	中誉社	九鷹社	RMB20 万	なし	2014.4.12
最高裁	隆成日用製品社	児霸兒童用品社	RMB100 万	なし	2013.12.7
最高裁	藍鷹社	羅士中氏	RMB2.5 万	あり	2011.12.20
最高裁	新緑環社	台山建材社	RMB30 万	あり	2010.9.7
北京高裁	泉株式会社	美視晶瑩社	RMB12 万	あり	2009.3.18

さらに、日中の実用新案を比較すると、中国では、日本のように高度な注意義務が必要ではなく、実用新案権の有効性が不確かなままでの権利行使が可能、つまり、権利行使の抑制力が働きにくい、といった特有の事情もあります。

こういった中国特有の事情を考慮して、中国への実用新案登録出願はここ数年で急増しています。本書では、このような状況を踏まえ、①日中の制度比較、②中国の近時の傾向、をご紹介します。

【全 5 頁】

*1 ソース：LEE & li - KEAVEB の「中国の実用新案制度について」（2014年8月27日）

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.